訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業（2人訪問費用補助）の流れ

時期	県	市町	事業者
随時			**○事前協議** ・市に下記書類を提出。 ①事前協議書 ②暴力行為等の内容が確認できる記録または第三者が作成した意見書等
		○事前協議の聴取 ・事業者からの事前協議を聴取、事前審査・内示	
	○事前着手承認通知 ・事前着手承認通知書を送付 ※この通知書で適用日（4月1日以降の日付）を決定	**○事前着手承認申請** ・補助対象とすることを決定した事業所について、事前着手承認申請書を提出	
			（随時） ・市からの事前協議の内示後、2人の訪問看護師等による訪問看護等を提供 ・訪問記録を毎回記録
			（随時） ・市に現況報告を提出 年1回補助対象期間の概ね半期にあたる時期頃に提出
2月頃		**○補助金交付申請** ・事業者からの補助金交付申請書を審査し、県に補助金交付申	**○補助金交付申請** ・市に下記書類を提出 ①補助金交付申請書 ②収支予算書 ③事業計画書
	○交付決定通知 ・市町からの補助金交付申請書を審査し、交付決定を通知		
		○交付決定通知 ・事業者に交付決定を通知	
4月以降		**○実績報告書受理・事業実績報告書提出** ・事業者からの実績報告書を審査し、県に事業実績報告書	**○実績報告書提出** ・市に下記資料を提出 ①補助事業実績報告書 ②収支決算書
	○事業実績報告書受理 ・市町からの実績報告書を受理し、補助金を交付		
		○額の確定 ・補助金額を確定し、通知	
			○補助金請求書提出 ・市町に補助金請求書を提出
		○補助金請求書受理・補助金交付 ・事業者からの補助金請求書を受理し、補助金を交付	